

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画変更年度	
計画主体	鹿追町

鹿追町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 農業振興課 農政係
所在地 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
電話番号 0156-66-4035 (ダイヤルイン)
FAX番号 0156-66-1620
メールアドレス noushin@town.shikaoi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	鹿追町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害面積	被害金額	その他
ヒグマ	てん菜	0.15 ha	96 千円	
	デントコーン	0.61 ha	301 千円	
	小計	0.76 ha	397 千円	
エゾシカ	小麦	3.95 ha	1,593 千円	
	豆類	4.20 ha	2,778 千円	
	てん菜	4.25 ha	2,728 千円	
	ばれいしょ	2.85 ha	7,634 千円	
	そば	0.10 ha	15 千円	
	キャベツ	0.20 ha	1,007 千円	
	スイートコーン	0.40 ha	416 千円	
	牧草	1.60 ha	586 千円	
	デントコーン	4.56 ha	2,255 千円	
	小計	22.11 ha	19,012 千円	
キツネ	小麦	0.10 ha	40 千円	
	小豆	0.10 ha	70 千円	
	スイートコーン	0.10 ha	104 千円	
	乳牛	5頭	64 千円	
	小計	0.30 ha	278 千円	
ハシブトガラス・ ハシボソガラス	てん菜	0.10 ha	64 千円	
	かぼちゃ	0.05 ha	55 千円	
	乳牛	12頭	364 千円	
	小計	0.15 ha	483 千円	
合計		23.32 ha	20,170 千円	

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内容
ヒグマ	・本町北部に位置する国有林に近い畑地などにおいて、牧草やてん菜、デントコーンの被害が発生している。近年目撃情報等も増加しており、檻の設置により捕獲している。
エゾシカ	・本町北部には大雪山国立公園（一部、鳥獣保護区）が存在し、出没する多くのエゾシカは、ここで越冬していると推測される。このため農作物被害の軽減を目的に、北部の然別演習場を含む国立公園と、南部の畑地帯の間に、約22.5kmの防鹿柵を整備している。しかし、破損箇所や道路、河川を通じて侵入していると推測される。 ・近年では、北鹿追地区、中鹿追地区を除き、ほぼ全町的にエゾシカが現れており、春先の移植したてん菜苗や牧草の新芽、小麦等中心に食害・踏圧被害が発生している。また秋にかけ豆類にも被害が発生している。
キツネ	・主に乳牛への被害が報告されており、弱った親牛や新生牛が被害の中心となっている。また、馬鈴薯、てん菜、小麦、家庭菜園への被害も報告されている。
ハシブトガラス・ハシボソガラス	・ハシブトガラスやハシボソガラスによる被害の多くは春先の定植したばかりのスイートコーン苗の引き抜きとなっている。 ・また5月頃の子育て時期には人襲被害も報告されている。 ・まれに新生牛への被害もある。
ドバト・キジバト	・ドバトやキジバトによる乳牛飼料の食害被害が報告されているが、数的に把握することが困難である。
アライグマ	・捕獲数や出没情報が年々増加傾向にあり、農作物被害が報告されているが、その被害を数的に把握することが困難である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）		軽減率	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
ヒグマ	0.76 ha	397 千円	0.44 ha	282 千円	42%	29%
エゾシカ	22.11 ha	19,012 千円	18.35 ha	18,061 千円	17%	5%
キツネ	0.30 ha	278 千円	0.21 ha	259 千円	30%	7%
ハシブトガラス・ハシボソガラス	0.15 ha	483 千円	0.08 ha	295 千円	50%	39%
合計	23.32 ha	20,170 千円	19.08 ha	18,897 千円	18%	6%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	[ヒグマ] ・ヒグマの目撃・足跡情報があった場合に出没注意看板の設置、防災無線で注意を促している。特定の個体が頻繁に出没し農業被害や人的被害が懸念される場合は、道の捕獲許可を受け箱わなによる捕獲を実施。 ・有害鳥獣駆除報奨金支給制度により報償金15,000円/頭を交付。 ・平成30年度に鳥獣被害防止総合対策事業にヒグマ用捕獲機材を1基作成し、捕獲を実施。 ・令和3年度に鳥獣被害防止総合対策事業にヒグマ用捕獲機材を2基作成し、捕獲を実施。	[ヒグマ] ・大雪山国立公園内の温泉、キャンプ場等では猟銃及び箱わなが使用できないため、注意看板のみの設置となっている。
	[エゾシカ] ・農業被害等があった場合に、鹿追ハティングクラブへ駆除及びパトロールを要請。 ・有害鳥獣駆除報奨金支給制度により報償金6,000円/頭を交付。 ・平成21年度に鳥獣被害防止総合対策事業により、くくりわな10基を購入 ・平成21年度に鳥獣被害防止総合対策事業により防除機の実証試験を実施。	[エゾシカ] ・出没確認及び通報から鹿追ハティングクラブへ連絡して現地での対応してもらうまでのタイムラグをいかに減らす事ができるかが重要。
	[キツネ] ・農業被害等があった場合に、鹿追ハティングクラブへ駆除及びパトロールを要請。 ・平成20年度に鳥獣被害防止総合対策事業により、キツネ用箱わな100基を購入、農業者へ貸与し捕獲を実施。 ・有害鳥獣駆除報奨金支給制度により報償金3,000円/頭を交付。	[キツネ] ・町内全域に生息し、継続的に捕獲圧をかけることが必要。
	[ハシブトガラス・ハシボソガラス] ・農業被害等があった場合に、鹿追ハティングクラブへ駆除及びパトロールを要請。 ・農地・水・環境保全事業により、カラス用捕獲機材を平成19年度に2基、平成20年度に1基作成し、捕獲を実施。 - 平成21年度に鳥獣被害防止総合対策事業により防除機の実証試験を実施。 ・平成30年度に鳥獣被害防止総合対策事業にカラス用捕獲機材を4基作成し、捕獲を実施。 ・有害鳥獣駆除報奨金支給制度により報償金500円/羽を交付。	[ハシブトガラス・ハシボソガラス] ・平成22年度より農業者等への防除機の斡旋を行っているが高価なため負担が大きい。 ・定期的な駆除が必要。
	[ドバト・キジバト] ・年数回、鹿追ハティングクラブによる一斉駆除を実施。 ・有害鳥獣駆除報奨金支給制度により報償金500円/羽を交付。	[ドバト・キジバト] ・定期的な駆除が必要。
	[アライグマ] ・平成21年度に鳥獣被害防止総合対策事業によりアライグマ用箱わなを10基購入し生息調査を実施。 ・有害鳥獣駆除報奨金支給制度により報償金3,000円/頭を交付。	[アライグマ] ・町内全域的に生息していることが予測されるため、箱わなによる継続的な捕獲が必要。また、個体数を減らすために特に出産時期である春期に捕獲することが重要。
防護柵の設置等に関する取組	[エゾシカ] ・平成9～12年度に道営畑作地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業によりエゾシカ侵入防止柵（ネットフェンス）22.51kmを整備。 ・大雪山に近い町内北部に設置。新得町境界～士幌町境界まで	[エゾシカ] ・エゾシカ侵入防止柵の破損箇所、河川、道路より侵入していると推測される。

(5) 今後の取組方針

- ・関係機関で組織する鹿追町営農指導対策協議会を中心に、鳥獣による農業被害等の把握とその対策について継続的に協議を行う。
- ・これまでに導入してきた箱わなやくくりわな、防除機等の有効活用を図るとともに、今後も農業者等への機材の斡旋を行い、有害鳥獣の捕獲圧を高めていく。
- ・鹿追ハティングクラブとの連絡調整を密にしながら、農業被害の軽減を図るとともに、一斉駆除活動により捕獲頭数の増加を図る。
- ・広報活動による情報の共有化を推進。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・関係機関で組織する鹿追町営農指導対策協議会を中心に農業被害対策を講ずる。
- ・鹿追ハティングクラブと年間委託契約を締結し、有害鳥獣の捕獲活動を実施する。
- ・協議会による一斉駆除体制、方法等を確立し、捕獲圧の向上を図る。
- ・平成24年度に鹿追町鳥獣被害防止対策実施隊の設置し、令和6年度は16名任命した。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・本町北部に大雪山国立公園が存在し、ヒグマ、エゾシカ等の対象鳥獣の生息状況の把握が困難であるため、本町においては営農等被害があった箇所を中心に捕獲する。アライグマについては、近年出没数や捕獲数が増加しており、出没情報があった箇所を中心に捕獲する。捕獲計画数については、過去の捕獲実績を勘案して設定することとする。 ・エゾシカ、キツネについては、個体数が増加しているものと推測され、一斉駆除による捕獲圧を図る

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ	4 頭	4 頭	4 頭
エゾシカ	121 頭	121 頭	121 頭
キツネ	129 頭	129 頭	129 頭
ハシブトガラス・ハシボソガラス	45 羽	45 羽	45 羽
ドバト・キジバト	112 羽	112 羽	112 羽
アライグマ	324 頭	324 頭	324 頭

捕獲等の取組内容
[全体] ・町から鹿追ハティングクラブへ有害鳥獣駆除の委託を行い、随時捕獲等の業務を行う。 ・国の補助事業を活用し、個体数調整を行う。 [ヒグマ] ・鹿追ハティングクラブ所有の箱わな2基、鹿追町営農指導対策協議会所有の箱わな3基により、出没した場所付近に設置、捕獲する。 [エゾシカ] ・農作物等の被害が発生した場合に猟銃による駆除を行う。 ・雪の積もっている期間を中心に一斉捕獲を随時実施する。 ・特定の出没地域において、くくりわなによる捕獲を行う。 [キツネ] ・猟銃による駆除のほか、一斉駆除を行う。 ・随時、箱わな100基による駆除を行う。 [ハシブトガラス・ハシボソガラス] ・随時、猟銃による駆除を行う ・箱わな4基を活用し、集中的に捕獲を行う。 [ドバト・キジバト] ・駆除要請のあった農場等において一斉捕獲を行う。 [アライグマ] ・箱わな等10基を活用し、生息状況調査を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
[ヒグマ] ・近年の目撃情報の増加もあり、ヒグマの作物の被害を減らすため、ライフル銃と特定ライフル銃で1年を通して、捕獲区域内で捕獲する。 [エゾシカ] ・エゾシカの作物の被害を減らすため、ライフル銃と特定ライフル銃で1年を通して、捕獲区域内で捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鹿追町全域	エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
-	-	-	-

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
-	-	-	-

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度～9年度	ヒグマ	林縁部の下草刈り、農畜産物残渣や生ごみなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿追町	状況を把握し、関係機関へ迅速に連絡をする
鹿追町農業協同組合	状況に応じ対応する
十勝農業改良普及センター西部支所	状況に応じ対応する
鹿追ハンティングクラブ (鹿追町鳥獣被害防止対策実施隊)	状況に応じ対応する

(2) 緊急時の連絡体制

鹿追町	→ 鹿追町農業協同組合 → 十勝農業改良センター西部支所 → 鹿追ハンティングクラブ
-----	--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した個体及び残滓は関係法令を遵守し、原則として持ち帰って適切に処理し、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理をする。 ・アライグマ・ヒグマについては、学術研究機関から使用要請があった場合、個体の提供を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿追町営農指導対策協議会
構成機関の名称	役割
鹿追町	・総括的な協議会の運営 ・各種事業の導入 ・関係機関との調整 等
鹿追町農業協同組合	・有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農・生活指導 等
十勝農業改良普及センター西部支所	・被害作物の安定生産に向けた技術指導 等
鹿追ハンティングクラブ (鹿追町鳥獣被害防止対策実施隊)	・有害鳥獣の捕獲活動等被害防止を実施 ・エゾシカ等の一斉捕獲活動に参加

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局 環境生活課 自然環境係	有害鳥獣捕獲許可 等
十勝総合振興局 農務課 食品政策係	鳥獣被害防止総合対策事業 等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成24年度に設置済み。 鹿追ハンティングクラブの中から活動に参加できる人を募り構成している。 隊員は16名。(令和6年度)
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・有害鳥獣による営農被害については、農業者自らが行う被害の未然防止策が重要であるため、鹿追町営農指導対策協議会での検討及び農業者への指導・広報等の活用を図り対策を講ずることとする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・捕獲機材（箱わな・くくりわな）及び防除機の有効活用を図るため、適正な維持管理を行う
